

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健所費 目：母子保健指導費

事業名 母子行政等推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部子ども・女性局 子育て支援課 母子保健係

電話番号：058-272-1111 (内 2685)

E-mail: c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,303 千円 (前年度予算額: 1,139 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 1,139 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,139 |
| 要求額 | 1,303 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,303 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県、保健所及び市町村が実施する母子保健事業の円滑かつ効果的な実施を図り、広域的な母子保健施策の推進を図ることを目的に事業を実施する。

(2) 事業内容

- ① 県母子保健運営協議会
- ② 保健所母子保健推進協議会
- ③ 母子保健事業推進事業

(3) 県負担・補助率の考え方

県の母子保健施策の推進を図ることを目的としており県が実施すべきである。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額（千円） | 事業内容の詳細 |
|------|--------|------------------------|
| 報償費 | 651 | 県・保健所協議会委員報償費 研修会講師報償費 |
| 旅費 | 511 | 協議会委員旅費 業務旅費 |
| 需用費 | 31 | 会議資料 会議費 屈折機器修繕費 |
| 役務費 | 19 | 電話代 郵送代 |
| その他 | 91 | 協議会会場使用料 研修会受講料 |
| 合計 | 1,303 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・地域保健法第6条（保健所は母性及び乳幼児に関する必要な事業を行う）
- ・「健やか親子21（第2次）」（国の国民運動計画）
- ・岐阜県少子化対策基本計画（県の母子保健計画）
- ・第7期岐阜県保健医療計画（平成30年4月～）

(2) 後年度の財政負担

- ・県の母子保健施策について各保健所で課題、その解決に向け検討を行っていくほか、市町村の母子保健事業の質を向上させるものであり、今後も継続して実施する必要がある。

(3) 事業主体及びその妥当性

- ・県の母子保健施策のさらなる推進を目指しており、県において実施する必要がある。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県及び各保健所において、地域の保健・医療・福祉関係者による協議会を開催し、母子保健事業の円滑かつ効果的な実施を図るとともに、広域的な母子保健施策の推進を目指します。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | | 現在値 | 目標 | 達成率 |
|-----|-------|-------|------|------|------|-----|
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (H) | % |
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (H) | % |

○指標を設定することができない場合の理由

支援体制の整備・強化及び地域関係者の連携や資質の向上が本事業の目的であり、目標の達成度を定量的な指標で表すことができない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(1) 県母子保健運営協議会

令和元年度は、他関連会議において事業実施状況等の報告を実施。

(2) 保健所母子保健推進協議会

各保健所において1回開催

(3) 母子保健事業推進事業

東海・北陸ブロック母子保健主管課長会議（書面開催）

東海・北陸・近畿ブロック母子保健主管課長会議（書面開催）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

各保健所で実施する母子保健推進協議会は地域の保健・医療・福祉関係者が集まり母子保健事業の新たな課題への検討等地域における母子保健施策の推進につながっている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い | |
| (評価) ○ | 各保健所において管内市町村の母子保健統計に関する指標の検証、母子保健事業評価を行い、次年度の事業の実施方法の見直し、計画等を行っており、事業の必要性は高い。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | 母子保健事業の円滑な実施による施策推進のため、保健所毎に関係者で課題を共有し、対策の見直しについて協議する場として有効である。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある | |
| (評価) ○ | 各保健所の協議会の結果から、県全体として取り組むべき課題とその解決に向け検討できることから、効率よく事業の実施ができる。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>新たに発生する母子保健に関する課題について、各保健所において検討し課題の解決に向けた取り組みが必要である。</p> |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>平成 25 年度より母子保健法の一部が市町村に移譲し、県としてさらに母子保健法第 8 条による市町村への技術的支援が必要となった。本協議会において管内市町村母子保健事業の実施状況等を検証する場として事業の継続が必要である。</p> |
|---|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | 【○○課】 |
| 組み合わせる理由や期待する効果 など | |